○電気通信事業法関係審査基準（平成１３年総務省訓令第７５号）［抄］

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3)　［略］

(4)　番号規則　電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号）をいう。

(5)　番号計画　電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号）をいう。

(6)　［略］

第１２章　電気通信番号使用計画の認定等

（趣旨）

第２０条　法第５０条の４の規定により法第５０条の２第１項の電気通信番号使用計画の認定を行い、若しくは法第５０条の６第２項において準用する法第５０条の４の規定により法第５０条の６第１項の変更の認定を行い、又は法第５０条の１２の規定により利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（審査基準）

第２０条の２　電気通信番号使用計画の認定は、電気通信番号使用計画について審査し、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。ただし、電気通信事業を営もうとする者及び法第１６５条第１項に規定する営利を目的としない電気通信事業を行おうとする地方公共団体に係る電気通信番号使用計画の認定は、法第９条の登録又は法第１６条第１項若しくは第１６５条第１項の規定による届出が行われた後に行うものとする。

(1)　法第５０条の４第１号イ関係

ア　電気通信番号使用計画の記載内容が、番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項に適合するものであること。

イ　電気通信番号使用計画の記載内容が、電気通信番号使用計画に従って自ら又は他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を番号計画に照らして適切に使用するものであること。

ウ　電気通信番号の指定を受けようとする場合は、その電気通信番号が、番号計画に定める電気通信番号の構成に合致するものであること。

エ　電気通信役務の内容及び電気通信設備の構成が、番号計画に定める電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容と照らして適切なものであること。

オ　電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項が、番号計画に定める電気通信番号の使用に関する条件を満たす（電気通信役務の提供の開始前である場合は、その開始までに満たすことの蓋然性が高い）ものであること。

カ　利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合であって番号ポータビリティを行うときは、電気通信番号の管理方法が、自ら付番した利用者及び他の電気通信事業者が付番した利用者における番号ポータビリティを適切に行うことができるものであること。

(2)　法第５０条の４第１号ロ関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）

指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信番号計画に定める電気通信番号の構成の範囲内で指定可能なものであること。

(3)　番号規則第６条第１項第１号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）

ア　指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信役務の提供のために必要なものであり、当該電気通信役務の提供に関する具体的な計画を有すること。

イ　電気通信役務の提供を開始していない場合には、その開始の日が、利用者設備識別番号の指定を受けようとする時期及び電気通信役務の提供に必要となる電気通信設備の準備状況からみて合理的に設定されたものであること。

ウ　指定を受けようとする利用者設備識別番号の数が、電気通信番号指定基準（別紙２）に照らして、適正かつ明確に算出された需要の見込みに基づくものであり、合理的なもので

あること。

エ　卸電気通信役務の提供を受けて電気通信役務の提供をする電気通信事業者がＩＭＳＩの指定を受けようとする場合には、当該卸電気通信役務の提供を受けるに当たり当該卸電気通信役務の卸元電気通信事業者が使用するＩＭＳＩを使用し、電気通信役務の提供をするに当たり当該ＩＭＳＩを使用させる方法によることができない合理的な理由があること。

(4)　番号規則第６条第１項第２号関係（固定電話番号の指定を受けようとする場合に限る。）

ア　指定を受けようとする番号区画ごとの固定電話番号の数が、相当程度の需要の見込みに基づくものであること。

イ　固定電話番号の指定を受けようとする番号区画において、電気通信役務の提供の計画が確実に行われるものであること。

(5)　番号規則第６条第１項第３号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。）

ア　付番に関する方針が、利用者に対し公平に付番を行うものであること。

イ　付番に関する方針が、利用者設備識別番号のサブブロック利用（番号を細分し、その細分ごとに順次利用すること）により未使用となる番号の連続化を図るものその他の効率的な使用を図るものであること。

ウ　利用者設備識別番号の除去に関する方針が、利用者設備識別番号の再利用に努めるもの、解約保留期間を利用者の利便を踏まえて適切に設定するものその他の利用者設備識別番号の効率的な使用を図るものであること。

エ　付番及び利用者設備識別番号の除去に関する方針が、電気通信番号の管理方法に照らして適切に実施できるものであること。

(6)　番号規則第６条第１項第４号関係（卸電気通信役務の提供を行い、又は卸電気通信役務の提供を受ける場合に限る。）

ア　電気通信番号の管理方法が、卸電気通信役務の提供を行う者及び卸電気通信役務の提供を受ける者が適切に連携するものであり、電気通信番号の指定を受けた者の責任において当該連携を有効とするものであること。

イ　利用者設備識別番号を使用して卸電気通信役務の提供を行う場合は、電気通信番号の管理方法が、卸電気通信役務の提供を受ける一の者ごとに紐付けられること等により当該者が使用していないにもかかわらず当該者以外の電気通信事業者が使用できない利用者設備識別番号を可能な限り生じさせないようにするなど、利用者設備識別番号の効率的な使用を図るものであること。

(7)　法第５０条の４第２号イ関係（固定電話番号、音声伝送携帯電話番号又は特定ＩＰ電話番号を使用する場合に限る。）

次に掲げる事項を総合的に勘案して、利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれるものであること。

ア　事業計画書に記載された事業に要する資金の調達方法及び当該資金に充てる借入金の返済計画が合理的であること。

イ　事業計画書に記載された事業開始以降５年間の収支見込みの算出が適正かつ明確であり、当該収支見込みが合理的であること。

ウ　法第５０条の７第２号に掲げる要件を満たすこと。

(8)　法第５０条の４第２号ロ関係（固定電話番号、音声伝送携帯電話番号又は特定ＩＰ電話番号を使用する場合に限る。）

申請者が番号規則第６条第３項各号に掲げる要件に該当しないこと。

（認定の条件）

第２０条の３　電気通信番号使用計画の認定に当たり、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる事項を、認定の条件として付すものとする。なお、その他の条件を付すことを妨げるものではない。

(1)　前条(1)オにおいて、電気通信番号の使用に関する条件を満たすことの蓋然性が高いものであることをもって適合するとした場合　電気通信役務の提供の開始前までに、当該条件を

満たす旨。

(2)　前条(1)オにおいて、電気通信番号の使用に関する条件について総務大臣が特に認める事項がある場合　当該事項を適用して認定した旨及び当該事項を適用することなく電気通信番号の使用に関する条件を満たすよう努めなければならない旨。

(3)　特定の電気通信番号の使用について、始期又は終期を設定する必要がある場合　当該電気通信番号について、特定の日前まで又は当該日以降の使用に限る旨。

（変更の認定）

第２０条の４　電気通信番号使用計画の変更の認定は、前２条の規定に準じて行うものとする。

（電気通信番号の指定）

第２０条の５　電気通信番号の指定は、認定又は変更の認定を受けた電気通信番号使用計画の範囲内において、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとし、かつ、利用者設備識別番号の指定にあっては、電気通信番号指定基準（別紙２）に従うものとする。

(1)　効率的な番号の使用となること。

(2)　同一の電気通信事業者が指定を受ける電気通信番号が、可能な限り連続した番号となること。

(3)　将来的な電気通信番号の構成の変更を可能な限り考慮したものであること。

別紙２

電気通信番号指定基準

本指定基準は、利用者設備識別番号の指定（当該指定を行うこととなる電気通信番号使用計画の認定及び変更の認定を含む。）に適用する。

１　基本原則

指定を行う利用者設備識別番号の数（電気通信番号使用計画の認定及び変更の認定にあっては、指定を受けようとする利用者設備識別番号の数）は、指定単位数の自然数倍とし、需要の見込み数を超えないこと。

ただし、需要の見込み数に、指定単位数に満たない端数があるときは、これを切り上げることができる。

２　指定単位数

１における指定単位数は、次の各号に掲げる電気通信番号の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1)　付加的役務電話番号（プレフィックスを除き８００から始まる電気通信番号を除く。）
　　１０００

(2)　固定電話番号、付加的役務電話番号（プレフィックスを除き８００から始まる電気通信番号に限る。）、特定ＩＰ電話番号又はＦＭＣ電話番号　１万

(3)　データ伝送携帯電話番号、音声伝送携帯電話番号又は無線呼出番号　１０万

(4)　特定接続電話番号　特定接続電話番号として使用するプレフィックスを除いた桁数から５を減じた数を指数とする１０のべき乗

(5)　ＩＭＳＩ（４４１$N_1N_2N_3$から始まるものを除く。）　１００億
　　ＩＭＳＩ（４４１$N_1N_2N_3$から始まるものに限る。）　　１０億

３　需要の見込み数

１における需要の見込み数は、次の各号に掲げる電気通信番号の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

ただし、電気通信役務の提供の開始前である場合、電気通信役務の提供に関する特別な需要がある場合その他この基準によることが困難と認める場合は、この限りでない。

(1)　固定電話番号

需要の見込み数は、番号区画ごとに、次の式により求める数とする。

（（使用番号数）＋（増加見込み数）＋（解約保留番号数））×（変動率）

注１　使用番号数は、指定を受けた固定電話番号のうち使用しているものの数とする。

２　増加見込み数は、次の式により求める数とする。

（使用番号数の直近１２か月間における増加数）÷（１２か月）×（申請月を含む翌年度末までの月数）

３　解約保留番号数は、次の式により求める数とする。

（直近１２か月間に解約された固定電話番号の数）÷（１２か月）×（６か月）

４　変動率は、１．２５とする。

(2)　データ伝送携帯電話番号

需要の見込み数は、次の式により求める数とする。

（（使用番号数）＋（増加見込み数））÷（使用率）

注１　使用番号数は、指定を受けたデータ伝送携帯電話番号のうち使用しているものの数とする。

２　増加見込み数は、使用番号数の申請月から起算して２５か月間における増加数とする。ただし、十分な算出根拠が示されるものであること。

３　使用率は、０．８５とする。

(3)　音声伝送携帯電話番号

需要の見込み数は、次の式により求める数とする。

（（使用番号数）＋（増加見込み数））÷（使用率）

注１　使用番号数は、指定を受けた音声伝送携帯電話番号のうち使用しているものの数とする。

２　増加見込み数は、次の式により求める数とする。

（使用番号数の直近３か月間における増加数）÷（３か月）×（１３か月）

３　使用率は、０．８５とする。

４　音声伝送携帯電話番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信事業者が、現に指定を受けている音声伝送携帯電話番号のうち、７５％以上のものを使用している場合に限り行うものとする。

(4)　その他電気通信番号

需要の見込み数は、電気通信番号の種別ごとに、次の式により求める数とする。

（（使用番号数）＋（増加見込み数））÷（使用率）

注１　使用番号数は、指定を受けた電気通信番号のうち使用しているものの数とする。

２　増加見込み数は、次の式により求める数とする。ただし、指定する電気通信番号の数が必要最小限となるよう、「３か月間」、「３か月」又は「１３か月」の各期間を短くすることができる。

（使用番号数の直近３か月間における増加数）÷（３か月）×（１３か月）

３　使用率は、１以下の値とする。ただし、指定する電気通信番号の数が必要最小限となるように適切に設定しなければならない。